

株式会社不二製作所に対する勧告について

令和 8 年 9 月 2 9 日
公正取引委員会
中 小 企 業 庁

公正取引委員会は、本日、株式会社不二製作所（以下「不二製作所」という。）に対し、中小受託取引適正化法（以下「取適法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

本件は、関東経済産業局が不二製作所に対して調査を行い、令和 8 年 9 月 3 日に、中小企業庁長官が取適法第 9 条の規定に基づき公正取引委員会に対して措置請求^{（注）}を行った事案である。

法人番号	9011701006771
名称	株式会社不二製作所
本店所在地	東京都江戸川区松江五丁目 2 番 2 4 号
代表者	代表取締役 間瀬 雄司
事業の概要	エアブラスト装置の製造販売
資本金	1 億円
違反事実の概要	不二製作所は、中小受託事業者 4 4 名に対し、自社が販売し又は製造を請け負うエアブラスト装置の部品の製造を、中小受託事業者 2 名に対し、取引の相手方等に対するエアブラスト装置の運送の全部又は一部をそれぞれ委託したところ、次の行為を行った。 ① 中小受託事業者 1 名に対し、給付を受領した日から起算して 60 日目までに製造委託等代金計 30 万 9 8 9 2 円を支払わなかった。 ② 令和 8 年 2 月から同年 5 月までの間、中小受託事業者 5 名に対し、製造委託等代金計 3 8 6 万 9 4 6 7 円の支払について手形を交付し、製造委託等代金の支払期日までに金銭又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段による支払を行わなかった。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部第一取適上席 電話 03-3581-5488（直通）〔勧告について〕 中小企業庁事業環境部取引課 電話 03-3501-1732（直通）〔措置請求について〕
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/ https://www.chusho.meti.go.jp/

	③ 令和8年2月から同年5月までの間、中小受託事業者40名に対し、製造委託等代金計7079万4639円の支払について製造委託等代金の支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難な電子記録債権を使用し、製造委託等代金の支払期日までに金銭又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段による支払を行わなかった。 なお、不二製作所は不利益額の一部（計6493万2663円）を支払った。
主な勧告の内容	中小受託事業者46名に対し、支払が遅延した製造委託等代金計7497万3998円、これに対する取適法第6条第1項に基づく遅延利息の額等を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと（ただし、支払済みの計6493万2663円を除く。）
違反法条	取適法第5条第1項第2号（支払遅延の禁止）

（注） 中小企業庁長官が、取適法第5条に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、取適法の規定に従い適切な措置を採るべきことを求めること。

中小企業庁長官からの措置請求（注1）案件

発注者
（不二製作所）受注者
（46名）

●製造委託の内容

- ・ 自社が販売し又は製造を請け負うエアブラスト装置の部品の製造を委託
- ・ 自社が販売し又は製造を請け負うエアブラスト装置の運送の全部又は一部を委託

●違反行為の概要（支払遅延）

令和8年2月以降、不二製作所は、次の方法により製造委託等代金を支払っており、**製造委託等代金を支払期日の経過後なお支払わなかった（注2）**。

- ・ 受注者の給付の受領日から起算して60日を超えた支払（受注者1名、計30万9892円）
- ・ 手形の交付（受注者5名、計386万9467円）
- ・ 支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難な電子記録債権の使用（受注者40名※、計7079万4639円）

※受注者40名のうち、20名については従業員基準（注3）を適用

※不二製作所は、受注者に対し、令和8年8月までに、支払遅延が生じた額のうち、約6493万円を支払済み。



公正取引委員会による勧告の内容

- 中小受託事業者46名に対し、支払が遅延した製造委託等代金の額、これに対する取適法第6条第1項に基づく遅延利息の額等を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと（ただし、支払済みの額を除く。）
- 今後、中小受託事業者の給付を受領し又は役務の提供を受けた日から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定められた支払期日までに製造委託等代金を支払うことを取締役会の決議により確認すること
- 取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること など

注1 中小企業庁長官からの措置請求

中小企業庁長官が、取適法第5条に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、取適法の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めること（取適法第9条）。

注2 支払遅延の該当範囲の拡大（令和7年改正）

取適法施行（令和8年1月1日）により、①手形を交付すること、②支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難な電子記録債権等を支払手段として使用することが禁止された（取適法第5条第1項第2号）。

注3 中小受託事業者の範囲の拡大（令和7年改正）

取適法施行（令和8年1月1日）により、従業員基準が追加され、適用対象となる中小受託事業者の範囲が拡大。

1 取適法の概要

参 考

○ 目的（第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

○ 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

a. 物品の製造・修理・特定運送委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※

委託事業者		中小受託事業者
資本金 3 億円超	→	資本金 3 億円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 3 億円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）
委託事業者 常時使用する従業員 300 人超	→	中小受託事業者 常時使用する従業員 300 人以下 （個人を含む。）

※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）

委託事業者		中小受託事業者
資本金 5 千万円超	→	資本金 5 千万円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）
委託事業者 常時使用する従業員 100 人超	→	中小受託事業者 常時使用する従業員 100 人以下 （個人を含む。）

なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

○ 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）及び禁止事項（第5条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 発注内容等の明示義務（第4条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第7条）
- (ウ) 代金の支払期日を定める義務（第3条）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第6条）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- (イ) 代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- (ウ) 代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第5条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第5条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- (ケ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- (コ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- (サ) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

2 参照条文

○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～4 （略）

5 この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 （略）

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三・四 （略）

五 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者に対し製造委託等をするもの（第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ次項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合を除く。）

六 （略）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三・四 （略）

五 常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第五号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

六 （略）

10 （略）

11 この法律で「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（製造委託等代金の支払期日）

第三条 製造委託等代金の支払期日は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかど

うかを問わず、委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日。以下同じ。）から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

- 2 製造委託等代金の支払期日が定められなかつたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して製造委託等代金の支払期日が定められたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が、それぞれ製造委託等代金の支払期日と定められたものとみなす。

（委託事業者の遵守事項）

第五条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 （略）

二 製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）。

三～七 （略）

2 （略）

（遅延利息）

第六条 委託事業者は、製造委託等代金の支払期日までに製造委託等代金を支払わなかつたときは、中小受託事業者に対し、中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

2 （略）

（中小企業庁長官の請求）

第九条 中小企業庁長官は、委託事業者について第五条の規定に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（勧告）

第十条 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。次項及び次条において「違反委託事業者」という。）に対し、速やかにその中小受託事業者の給付を受領し、その製造委託等代金若しくはその減じた額若しくは第六条の規定による遅延利息を支払い、その給付に係る物を再び引き取り、その製造委託等代金の額を引き上げ、若しくはその購入させた物を引き取るべきこと若しくはその不利益な取扱いをやめるべきこと又はその中小受託事業者の利益を保護するための措置をとるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 （略）

公取適第1255号
令和8年9月29日

東京都江戸川区松江五丁目2番24号

株式会社不二製作所

同代表者 代表取締役 間 瀬 雄 司

公 正 取 引 委 員 会

同代表者 委員長 茶 谷 栄 治

勧 告 書

公正取引委員会は、株式会社不二製作所（以下「不二製作所」という。）に対し、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号。以下「中小受託取引適正化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

- 1 不二製作所は、別表1から別表4までの「中小受託事業者」欄記載の事業者46名に対し、当該各表の「既払金額」欄記載の計6493万2663円の支払をもって次の額の支払に充当した後の残余の額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。この支払については、金銭を交付し、又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段を使用しなければならない。
 - (1) 別表1から別表4までの「未払金額」欄記載の計7497万3998円
 - (2) 前記(1)の額に対する別表1から別表4までの「中小受託事業者」欄記載の事業者46名の給付を受領し又は役務の提供を受けた日から起算して60日を経過した日

から支払済みまで年14.6パーセントの割合による額
(3) 別表2から別表4までの「中小受託事業者」欄記載の
事業者45名が前記(1)の額の支払を受けるために手数料
を負担したときは、その額

2 不二製作所は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

(1) 次の行為は、中小受託取引適正化法第5条第1項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること。

ア 中小受託事業者の給付を受領した日から起算して60日が経過した日以降の日を製造委託等代金の支払期日と定めた上、中小受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日の前日の経過後なお製造委託等代金を支払わなかった行為

イ 製造委託等代金の支払について手形を交付し、製造委託等代金の支払期日までに金銭又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段による支払を行わなかった行為

ウ 製造委託等代金の支払について電子記録債権法（平成19年法律第102号）第16条第1項第2号に規定する支払期日を製造委託等代金の支払期日より後に到来する日とする電子記録債権を使用し、製造委託等代金の支払期日までに金銭又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段による支払を行わなかった行為

(2) 今後、中小受託事業者の給付を受領し又は役務の提供を受けた日から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定められた支払期日までに製造委託等代金を支払うこと。この支払については、金銭を交付し、又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段を使用しなければならない。

3 不二製作所は、今後、製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金の支払に

ついて、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。)がないよう、自社の発注担当者に対して中小受託取引適正化法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

4 不二製作所は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記 1 から 3 までに基づいて採った措置

5 不二製作所は、次の事項を取引先中小受託事業者に通知すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記 1 から 4 までに基づいて採った措置

6 不二製作所は、前記 1 から 5 までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

理 由

第 1 事実

1 (1) 不二製作所は、肩書地に本店を置き、エアブラスト装置の製造販売を行う事業者であるところ

ア(ア) 令和 8 年 1 月から同年 4 月までの間に、別表 1 から別表 3 までの「中小受託事業者」欄記載の事業者 26 名に対し

イ(イ) 令和 8 年 1 月から同年 4 月までの間（同年 2 月 16 日から同年 3 月 15 日までの間を除く。）に、別表 4 の「中小受託事業者」欄記載の事業者 20 名のうち番号 2 及び 5 の事業者 2 名を除く 18 名に対し

自社が販売し又は製造を請け負うエアブラスト装置の部品の製造を

ロ 令和 8 年 1 月から同年 4 月までの間（同年 2 月 16 日から同年 3 月 15 日までの間を除く。）に、別表 4 の番号 2 及び 5 の事業者 2 名に対し、自社

が販売し又は製造を請け負うエアブラスト装置の製造における取引の相手方又は当該相手方が指定する者に対する当該製造の目的物たるエアブラスト装置の運送の全部又は一部を

それぞれ委託し、その際、別表１の「中小受託事業者」欄記載の事業者１名との間にあっては、納品がなされた日の属する月の翌々月末日を、別表２から別表４までの「中小受託事業者」欄記載の事業者４５名との間にあっては、納品がなされた日又は運送がなされた日の属する月の翌月末日を当該委託に係る代金の支払期日とする旨それぞれ約定した。

- (2) 前記(1)の委託の当時、不二製作所は資本金の額が１０００万円を超え３億円以下の法人たる事業者であり、かつ、常時使用する従業員の数が３００人を超える法人たる事業者であり、別表１から別表４までの「中小受託事業者」欄記載の事業者４６名（以下「本件中小受託事業者」という。）のうち
- ア 別表１から別表３までの「中小受託事業者」欄記載の事業者２６名は個人又は資本金の額が１０００万円以下の法人たる事業者
- イ 別表４の「中小受託事業者」欄記載の事業者２０名は常時使用する従業員の数が３００人以下の法人たる事業者であった。

- 2(1)ア 不二製作所は、令和８年４月までに別表１の「中小受託事業者」欄記載の事業者１名から前記１(1)の委託に基づく部品の引渡しを受けたところ、当該引渡しが行なされた日から起算して６０日を経過した日の前日までに当該委託に係る代金である同表の「未払金額」欄記載の計３０万９８９２円を支払わなかった。

- イ 不二製作所は、前記アの引渡しが行なされた日から起算して６０日を経過した日の後である令和８年７月、前記アの１名に対し、別表１の「既払金額」欄記載の計３０万９８９２円を支払った。

- (2)ア 不二製作所は、令和８年２月から同年５月までの間、別表２の「中小受託事業者」欄記載の事業者５名に対し、前記１(1)の委託に係る代金の支払について当該代金の額である同表の「未払金額」欄記載の計３８６万９４６７円を手形金額とする手形を交付し、当該代金の支払期日までに金銭又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段による当該額の支払を行わなかった。

- イ(ア) 前記アの５名は、令和８年４月までに、不二製作所に対して前記１(1)の委託に基づき部品を引き渡した。

- (イ) 不二製作所は、前記(ア)の引渡しがなされた日から起算して60日を経過した日から令和8年7月までの間に、前記アの5名に対し、別表2の「既払金額」欄記載の計386万9467円を支払った。
- (3)ア 不二製作所は、令和8年2月から同年5月までの間、別表3及び別表4の「中小受託事業者」欄記載の事業者40名に対し、前記1(1)の委託に係る代金の支払について電子記録債権法第16条第1項第1号に規定する一定の金額を当該代金の額である当該各表の「未払金額」欄記載の計7079万4639円とし、同項第2号に規定する支払期日を当該代金の支払期日より後に到来する日とする電子記録債権を使用し、当該代金の支払期日までに金銭又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段による当該額の支払を行わなかった。
- イ(ア) 前記アの40名のうち別表4の番号2及び5の事業者2名を除く38名は、令和8年4月までに、不二製作所に対して前記1(1)の委託に基づき部品を引き渡し、当該2名は、同月までに、前記1(1)の委託に基づきエアブラスト装置の運送を行った。
- (イ) 不二製作所は、前記(ア)の引渡し又は運送がなされた日から起算して60日を経過した日から令和8年8月までの間に、前記アの40名のうち別表3の番号14及び18の事業者2名を除く38名に対し、別表3及び別表4の「既払金額」欄記載の計6075万3304円を支払った。

第2 法令の適用

前記事実によれば、不二製作所は、中小受託取引適正化法第2条第1項に規定する製造委託及び同条第5項に規定する特定運送委託をした事業者であり、同条第8項第2号及び第5号に規定する委託事業者に該当し、本件中小受託事業者は、同条第9項第2号又は第5号に規定する中小受託事業者に該当するところ、不二製作所の前記第1の2(1)ア、(2)ア及び(3)アの行為は、製造委託等代金をその支払期日（前記1(1)の委託のうち別表1の「中小受託事業者」欄記載の事業者1名に対するものにあつては、中小受託取引適正化法第3条第2項の規定により支払期日とみなされる、不二製作所が当該1名の当該委託に基づく部品の引渡しがなされた日から起算して60日を経過した日の前日）の経過後なお支払わなかったものであり、中小受託取引適正化法第5条第1項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものである。

よって、不二製作所に対し、中小受託取引適正化法第10条第1項の規定に

に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】